

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	重度心身障害者医療に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三次市は、重度心身障害者医療に関する事務における個人情報の取扱いに当たり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本事務では、特定個人情報に限らず、個人情報全般について、業務フローに基づき、リスクの分析と対策を明確にしたうえで、業務を行っている。

評価実施機関名

広島県三次市

公表日

令和5年8月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者医療に関する事務
②事務の概要	三次市は、重度心身障害者医療費支給条例(平成16年三次市条例第157号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①身体障害者手帳・療育手帳所持者に、所得判定を行ったうえ、「重度障害者医療受給者証」を交付する。
③システムの名称	1. 重度心身障害者医療システム 2. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 重度心身障害者医療システム (2) 宛名ファイル (3) 宛名履歴ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第2項 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第24号)第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第9号 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第24号)第4条第1項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 総務部総務課(行政係) 電話:0824-62-6153
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 市民部市民課(保険年金係) 電話:0824-62-6134

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月28日	I-5-①	総合窓口センター 市民生活課	市民部 市民課	事前	
平成27年4月28日	I-8	総合窓口センター市民生活課	市民部市民課	事前	
平成27年4月28日	表紙-公表日	平成27年3月25日	平成27年4月28日	事前	
平成28年4月28日	I-5-②	行政 豊彦	古矢 俊彦	事後	
平成28年5月27日	II-1	平成27年1月5日時点	平成28年5月11日時点	事後	
平成28年5月27日	II-2	平成27年1月5日時点	平成28年5月11日時点	事後	
平成28年5月31日	表紙-公表日	平成27年4月28日	平成28年5月31日	事後	
平成29年4月1日	I-5-②	古矢 俊彦	細美 寿彦	事後	
平成29年4月1日	II-1	平成28年5月11日時点	平成29年5月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2	平成28年5月11日時点	平成29年5月1日時点	事後	
平成29年5月1日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第2項 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第24号)第4条第1項	事後	
平成29年5月1日	I-4-②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第9号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第8号 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第24号)第4条第1項	事前	
平成29年5月31日	表紙-公表日	平成28年5月31日	平成29年6月20日	事後	
平成30年10月23日	I-5-②	細美 寿彦	課長	事後	
平成30年10月23日	表紙-公表日	平成29年6月20日	平成30年10月23日	事後	
平成30年10月23日	II-1	平成29年5月1日時点	平成30年5月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月23日	Ⅱ－2	平成29年5月1日時点	平成30年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	表紙－公表日	平成30年10月23日	令和1年6月28日	事後	
令和1年6月28日	I－7	総務部総務課(行政係)	総務企画部総務課(行政係)	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ－1	平成30年5月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ－2	平成30年5月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－2		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－3		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－4		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－5		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－6		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－7		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－8		[○]自己点検 [○]内部監査	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－9		十分に行っている	事後	
令和2年7月14日	表紙－公表日	令和1年6月28日	令和2年7月14日	事後	
令和2年7月14日	I－7	総務企画部総務課(行政係)	総務部総務課(行政係)	事後	
令和2年7月14日	Ⅱ－1	令和1年5月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	
令和2年7月14日	Ⅱ－2	令和1年5月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	
令和3年7月2日	表紙－公表日	令和2年7月14日	令和3年7月2日	事後	
令和3年7月2日	Ⅱ－1	令和2年5月31日時点	令和3年5月31日時点	事後	
令和3年7月2日	Ⅱ－2	令和2年5月31日時点	令和3年5月31日時点	事後	
令和3年12月15日	表紙－公表日	令和3年7月2日	令和3年12月15日	事後	
令和3年12月15日	I－4－②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第8号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第9号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月15日	表紙－公表日	令和3年12月15日	令和4年7月15日	事後	
令和3年7月2日	Ⅱ－1	令和3年5月31日時点	令和4年5月31日時点	事後	
令和3年7月2日	Ⅱ－2	令和3年5月31日時点	令和4年5月31日時点	事後	
令和5年8月18日	表紙－公表日	令和4年7月15日	令和5年8月18日	事後	
令和5年8月18日	Ⅱ－1	令和4年5月31日時点	令和5年5月31日時点	事後	
令和5年8月18日	Ⅱ－2	令和4年5月31日時点	令和5年5月31日時点	事後	